

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II		
16.01 1601.00	000 ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食品	10%		(10%)		無税								KG	
16.02 1602.10	000 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血均質調製品	25%		21.3%		無税						20.6%		KG	
1602.20	動物の肝臓のもの														
	010 1 牛又は豚のもの	25%		21.3%		無税						19.5%		KG	
	2 その他のもの	8%		6%		無税		無税							
	091 - 気密容器入りのもの				3%									KG	
	099 - その他のもの											5.8%		KG	
1602.31	第01.05項の家きんのもの														
	七面鳥のもの														
	100 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
	2 その他のもの														
	210 (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税								KG	
	290 (2)その他のもの	8%		6%	3%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
1602.32	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの														
	100 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
	2 その他のもの														
	210 (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税								KG	
	290 (2)その他のもの	8%		6%		無税							5.5%	KG	
1602.39	その他のもの														
	100 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
	2 その他のもの														
	210 (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税								KG	
	290 (2)その他のもの	8%		6%		無税		無税	4.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	KG	
1602.41	豚のもの														
	もも肉及びこれを分割したもの														
	011 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		1				2		KG	
	019 * (1) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)										KG	
	090 * (2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)										KG	
	090 2 その他のもの	25%		20%		無税							附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 16%	附属書1第2部第1節注釈5に定める関税割当数量以内のもの 16%	KG
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの														
	1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		1				2			

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
011	* (1) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)									KG
019	* (2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)									KG
090	2 その他のもの	25%		20%							附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 16%		KG
1602.49	その他のもの(混合物を含む。)												
100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税			KG
	2 その他のもの												
	(1)ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)					1		2				
210	* (1) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)									KG
220	* (2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)									KG
290	(2)その他のもの	25%		20%							附属書1第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 16%	附属書1第2部第1節注釈5に定める関税割当数量以内のもの 16%	KG
1602.50	牛のもの												
100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税			KG
	2 その他のもの												
	(1)牛の臓器及び舌のもの												
210	- 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)	25%		21.3%									KG
	- その他のもの												
291	- - 単に水煮したもの			(50%)									KG
	- - その他のもの												
292	- - - 気密容器入りのもの			21.3%									KG
299	- - - その他のもの			21.3%									KG
	(2)その他のもの												
	A 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の30%未満のもの	25%											
	- 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)			21.3%									
310	- - 米を含むもの												KG
320	- - その他のもの												KG
	- - 米を含むもの												
331	- - - 気密容器入りのもの			21.3%									KG
339	- - - その他のもの			21.3%									KG
	- - - その他のもの												
391	- - - 気密容器入りのもの			21.3%									KG
399	- - - その他のもの			21.3%									KG
	B その他のもの												
	(a)単に水煮した後に乾燥したもの	25%											
	- 気密容器入りのもの												
410	- - 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの			(38.3%)									KG
420	- - その他のもの			(50%)									KG
490	- その他のもの			21.3%									KG
	(b)調味した後に乾燥したもの	10%									附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 9.0%		
	- 気密容器入りのもの												
510	- - 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの			(38.3%)									KG
520	- - その他のもの			(50%)									KG
590	- その他のもの			(10%)									KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
600	(c)コーンビーフ	25%		21.3%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 19.1%			14.9%		KG
700	(d)その他のもの イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)	25%		21.3%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 19.1%					KG
810	ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)	45%				無税							
890	- 単に水煮したもの			(50%)									KG
910	- その他のもの			38.3%									KG
991	ハ その他のもの	50%				無税							
999	- 単に水煮したもの			(50%)									KG
1602.90	- その他のもの			(50%)									KG
100	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)												
210	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税		KG
290	2 その他のもの												
290	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税							KG
290	(2)その他のもの	8%		6%	3%	無税							KG
16.03													
1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース												
010	1 肉のエキス及びジュース	12.8%		12%	6%	無税							KG
090	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	6.4%	無税		無税	4.8%		5.6%		KG
16.04								無税					
1604.11	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物												
010	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)												
090	さけ	9.6%		(9.6%)		無税							
1604.12	- 気密容器入りのもの以外のもの				7.2%				5.4%		6.3%		KG
1604.13	- その他のもの										8.4%		KG
010	にしん	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							KG
090	いわし	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							KG
1604.14	- 気密容器入りのもの												KG
010	- その他のもの												KG
091	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	9.6%		(9.6%)		無税							
092	- かつお(気密容器入りのものに限る。)				6.4%						5.3%		KG
099	- その他のもの				7.2%								
1604.15	- - かつお節										6.0%		KG
000	- - まぐろ(気密容器入りのものに限る。)										8.0%		KG
000	- - その他のもの										8.0%		KG
1604.16	さば	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							KG
1604.19	かたくちいわし	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税			5.4%				KG
010	その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							
020	- うなぎ												KG
090	- 節類								5.4%		6.0%		KG
1604.20	- その他のもの								5.4%	6.5%	6.3%		KG
011	その他の調製し又は保存に適する処理をした魚												
012	1 卵												
013	(1)にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	12.8%				無税							
014	- にしん(クルペア属のもの)のもの			11%									
019	- - 気密容器入りのもの				9.6%				7.2%		8.4%		KG
020	- - その他のもの								8.3%		10.0%		KG
021	- たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの			9%									
029	- - 気密容器入りのもの												KG
030	- - その他のもの												KG
1604.30	(2)その他のもの	6.4%		(6.4%)		無税			4.3%		5.6%		KG
010	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税			5.4%				KG
090	キャビア及びその代用物	6.4%		(6.4%)	4.8%	無税			3.2%		4.2%		KG
16.05													
1605.10	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)												
010	かに												
021	1 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)	6.5%		5%		無税		無税					KG
029	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							
1605.20	- 米を含むもの										6.0%		KG
011	- その他のもの												
019	シュリンプ及びブローン												
021	1 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税		無税			無税		
029	- 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したものと									2.1%			KG
1605.30	- その他のもの									無税			KG
021	2 その他のもの	6%		5.3%		無税							
029	- 米を含むもの												KG
030	- その他のもの												KG
1605.30	ロブスター							無税	無税		無税		KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
010	1 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税				2.9%			KG
1605.40	020 2 その他のもの その他の甲殻類	6%		5%		無税		無税					KG
	1 えび												
011	(1)くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥し たもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税							KG
012	(2)その他のもの	6%		5%		無税				4.2%			KG
1605.90	200 2 その他のもの その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税		5.4%	6.5%	6.3%			KG
	1 くん製したもの	9.6%		6.7%		無税							
110	- いか、帆立貝及び貝柱のもの						無税	4.5%					KG
190	- その他のもの				6.4%		無税	4.3%		5.6%			KG
	2 その他のもの												
	(1)いか及びくらげ	15%				無税							
	- いか			10.5%									
	- - 気密容器入りのもの				9%								
212	- - - 米を含むもの												KG
213	- - - その他のもの						7.2%						KG
	- - その他のもの												
214	- - - 米を含むもの												KG
219	- - - その他のもの							8.4%					KG
211	- くらげ			10%	8%		無税	6.0%		7.0%			KG
220	(2)なまこ及びうに	12%		10%	8%	無税	無税			7.0%			KG
	(3)その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税	無税						
290	- あわび											気密容器 入りのも の以外の もの 6%	KG
295	- 帆立貝												KG
	- その他の軟体動物のもの								6.5%	6.0%			KG
293	- - 気密容器入りのもの												KG
294	- - その他のもの							無税					KG
299	- その他のもの							5.4%		6.3%			KG

- 1 附属書I第2節注釈2に定める関税割当数量以内のもの(次の税率)
 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの 577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額
 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるもの 4.3%
- 2 附属書I第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの(次の税率)
 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの 577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額
 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるもの 4.3%